消　防　計　画

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき，　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の３第１項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ　　　　　　　　に勤務等し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は、　　　　　とし、この計画の作成及び実行についてのすべ

ての権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

⑴　消防計画の作成及び変更、並びに消防署への届出

⑵　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

⑶　建築物、火気使用設備器具等の自主検査の実施及び監督

⑷　消防用設備等の法定点検、整備の実施及び監督

⑸　火気の使用または取扱いに関する指導監督

⑹　その他、防火管理上必要な業務

（火災予防上の遵守事項）

第４条　火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認す

ること。

　⑵　火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。

⑶　終業時には、灰皿、吸い殻の後始末を完全にすること。

⑷　廊下、階段、通路、出入口その他の避難のために使用する施設には避難の障害

となる設備を設置したり、物品を置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、

容易に開錠し開放できるようにしておくこと。

⑸ 　　　　　　　　で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示

を受けて行うこと。

（建築等の自主検査）

第５条　防火管理者は建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等において年

２回以上検査を実施するものとする。

（消防設備等の点検）

第６条　建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために法令で定

める点検要領にもとづき，次により点検するものとする。

⑴　機器点検　　　　６ヶ月ごと

⑵　総合点検　　　　１ヶ年ごと

２　前項にもとづき行った点検の結果は、消防用設備等維持台帳に記録しておくも

のとする。

３　消防用設備等の点検結果は１年に１回、消防長に報告するものとする。

（不備欠陥等の整備）

第７条　防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、速

やかに改修するよう必要な措置を講じるものとする。

（自衛消防活動）

第８条　火災、地震その他の災害の発生時には、別に定める自衛消防組織の任務分

担にもとづき積極的に行動するものとする。

（洪水時の活動）

第９条 洪水時においては、別表１の防災体制をとる。

（洪水時の避難誘導）

第10条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

⑴　避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は

危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋

倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄

物資を用意する。

⑵　避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

⑶　避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

ア　施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況につ

いて説明する。

イ　避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導

員を配置する。

ウ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘

導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するな

どして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

エ　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

オ　浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点におい

て、未避難者の有無について確認する。

（洪水に備えての準備品）

第11条 洪水に備え、別表２に掲げる「避難確保資器材」の品目を常に使用又は持ち

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　　　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避　難　場 所 | ○○小学校 | 〇ｍ | □徒歩□車両〇台 |
| 屋内安全確保 | 〇棟〇階 |  |  |

出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

（震災防止措置）

第12条　地震等の災害の発生を予防するため、物件の倒壊、転倒、落下防止の措

置を講じるとともに、火気の使用設備器具は、耐震自動消火の措置を講じたも

のを使用するものとする。

（防災教育訓練の実施）

第13条　防火管理者は，従業員に対し適宜防災教育を実施するとともに年２回

以上、消火、通報、避難（洪水対策等含む。）の訓練を実施し従業員、居住者は積

極的にこれに参加するものとする。なお、訓練を実施する場合は、事前に消防署に

連絡するものとする。

附　則

 この消防計画は，令和　　年　　月　　日から運用する。

有事の心得

 １　火災を発見したものは，大声で「火事」と呼称し，全館に知らせる。

 ２　119番通報を行う場合の要領は「場所は　　　　町　　　番地　 で

す。」と落ち着いて明確に伝える。

 ３　避難場所は，「　　　　　　　　　　」とし，消防隊員へ避難状況の報告を

すること。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 担　当　者 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合＊洪水注意報発表＊○○川氾濫注意水位超過 | ＊洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合＊避難準備・高齢者等避難開始の発令＊洪水警報発表＊○○川氾濫警戒情報発表 | ＊洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| ＊使用する資機材の準備 | 避難誘導班員 |
| ＊保護者への事前連絡 | 情報収集伝達班員 |
| ＊周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達班員 |
| ＊要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合＊避難勧告又は避難指示（緊急）の発令＊○○川氾濫危険水位超過 | ＊施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班員 |

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

上記のほか、施設の管理権限者等の指揮命令従うものとする。

別表２

【避難確保資器材一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 備　　蓄　　品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ○台、□ラジオ○台、□タブレット○台、□ファックス○台、□携帯電話○台、□懐中電灯○本、□電池○本、 |
| 避 難 誘 導 | □名簿（従業員、利用者等）、□案内旗○枚、□タブレット○台、□携帯電話○台、□懐中電灯○本、□携帯用拡声器○器、□電池式照明器具○台、□電池○本、□携帯電話用バッテリー○個、□ライフジャケット○着、□蛍光塗料○本□カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用） |
| 施設内の一時避難 | □水○日分（１人あたり○ℓ）、□食料○日分（１人あたり○食分）□寝具○人分、□防寒具 |
| 高　齢　者 | □おむつ・おしりふき |
| 障　害　者 | □常備薬 |
| 乳　幼　児 | □おむつ・おしりふき、□おやつ、□おんぶひも |
| そ の ほ か | □ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル、□マスク□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |